

岡山県下 林野火災広域応援対応マニュアル

平成30年3月改訂

目 次

1	林野火災発生時の対応（時系列）	P.	1
2	広域応援要請基準フロー図	P.	2
3	現場指揮本部と後方支援本部	P.	3
4	消防防災ヘリの要請と運用	P.	6
5	地上消防隊の応援要請と運用	P.	13
6	広域応援時の無線使用体系（基本）	P.	16
7	メッシュ地図（林野火災防ぎょ図）の使用	P.	17

（資料編）

資料1	消防防災ヘリの活用	P.	19
資料2	消防防災ヘリコプターの搭乗及び支援要領	P.	20

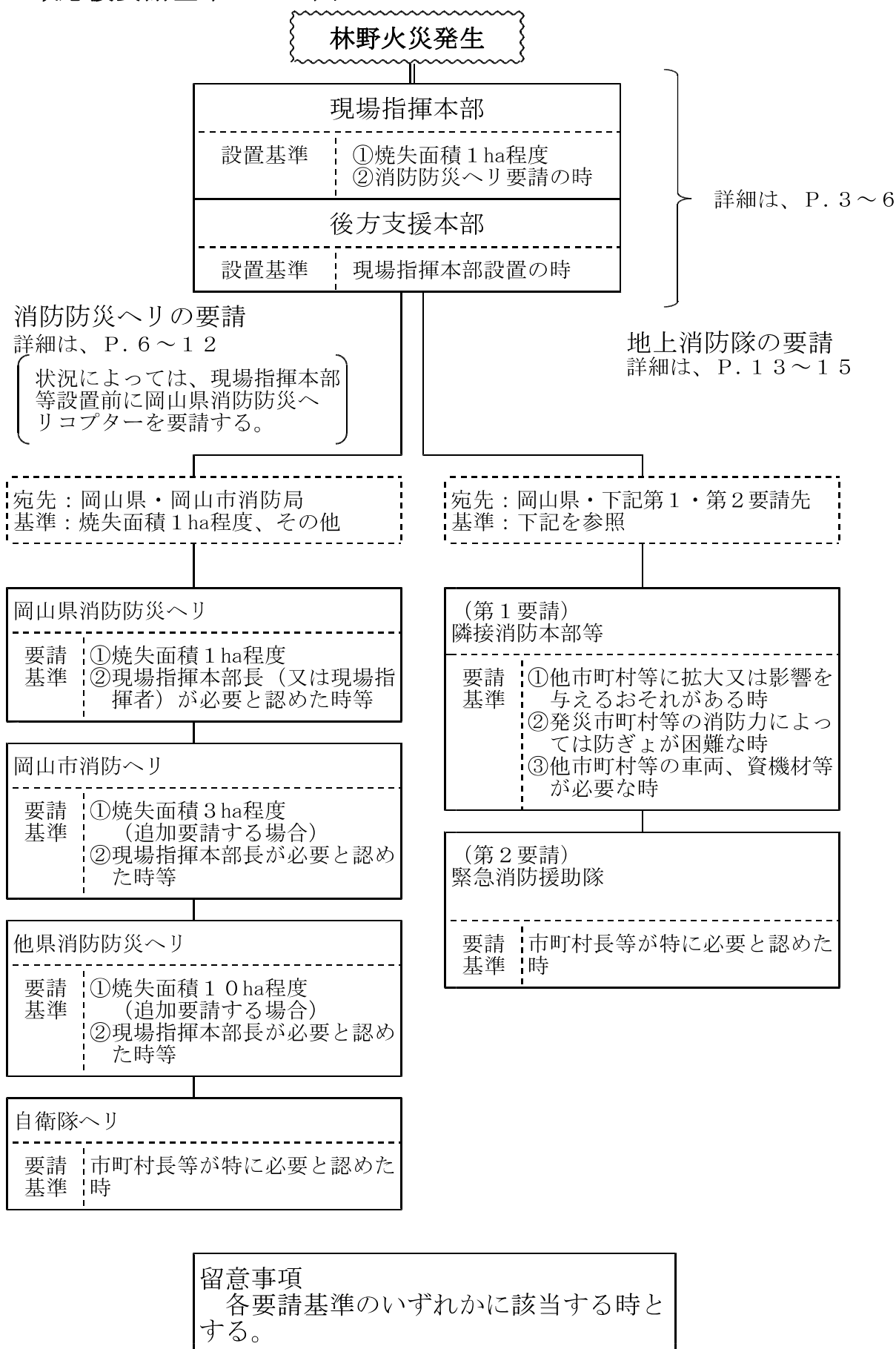
（様式編）

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（県市ヘリ共通）	P.	23
火災等即報	P.	24
災害状況等報告書	P.	25
広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表	P.	26
広域応援判断協議チェック表	P.	28
消防広域応援交付金交付申請書関係	P.	29
岡山県下消防相互応援協定	P.	31
応援等要請のための連絡事項（緊急消防援助隊）	P.	42
自衛隊の災害派遣要請について	P.	43

1. 林野火災発生時の対応（時系列）

火災規模	広域応援対応の内容	関連ページ
発 生	・初期消火出動 ・消防職員・団員の非常招集 ・警察等関係機関への協力依頼	
延 焼 拡 大	○メッシュ地図の作成	P. 18
1 ha 程度	○現場指揮本部と後方支援本部の設置	P. 3 ~
	○岡山県消防防災ヘリの要請	P. 6 ~
3 ha 程度	○岡山市消防ヘリの要請	P. 10 ~
	○航空本部の無線統制の開始	P. 10
10 ha 程度	○他県消防ヘリの要請	P. 10 ~
	○自衛隊ヘリの要請	P. 11 ~
	○地上消防隊の応援要請準備の開始	P. 13 ~
	○岡山県下消防相互応援協定に基づく 隣接消防本部等への応援要請	P. 13 ~
	○現場指揮本部の無線統制の開始	P. 16
大 規 模	○緊急消防援助隊の応援要請	P. 15
	○自衛隊の派遣要請	P. 15
鎮 圧	鎮圧決定 ・応援側消防隊の解散 ・残火処理	
鎮 火	鎮火決定 ・現場指揮本部及び後方支援本部の解散 ・再燃の監視警戒の継続	

2. 広域応援要請基準フロー図



3. 現場指揮本部と後方支援本部

1. 設置基準

(1) 現場指揮本部

- ①林野火災焼失面積が1ha程度に拡大し、更に拡大が予想されるときに設置する。
- ②他市町村等の応援を要請する時は、設置を必須とする。
- ③消防防災ヘリの要請時は、設置を原則とする。

(2) 後方支援本部

現場指揮本部が設置された時は、設置を原則とする。

(3) 市町村災害対策本部

- ①各市町村地域防災計画の設置基準に基づき設置する。
- ②設置の場合は、上記後方支援本部の機能を継承するものとする。

用語説明

- ・現場指揮本部とは、当該火災現場において消防隊等の適正配置、総合指揮、必要な情報収集を行う機関をいう。
- ・後方支援本部とは、物資の調達、関係機関との連絡調整等を行い、現場指揮本部の支援を行う機関をいう。

2. 本部の具体的事項

	現場指揮本部	後方支援本部 (火災規模の拡大に伴い「市町村災害対策本部」に昇格)
1. 基本事項	当該火災対応の中核として、全ての指揮と情報を掌握	現場指揮本部からの指示に基づく事項及び後方支援に必要な事項を処理
留意事項	①火災の拡大に伴い、指揮命令系統に混乱をきたすおそれがある。現場指揮本部による指揮命令と情報の一元化に努めること ②両本部間の連絡は、電話・無線・連絡用車両等を用いて頻繁に行うこと	
2. 設置場所	①火災現場に至る道路沿いの広場 ②現場等との無線通信状態の良好な場所	消防本部庁舎又は市町村庁舎内
留意事項	地上部隊等の広域応援を得る場合は、次の近接場所が望ましい。 ①応援地上部隊の集合場所	
3. 設置形態	①火災初期は消防指揮車等を充当 ②火災の進展に伴い、テント設営又は最寄りの公共施設等へ移動	電話・無線連絡可能な会議室等
留意事項	現場指揮本部を看板、旗等で明示すること	

	現場指揮本部	後方支援本部
4. 本部要員	①現場指揮本部長 ②消火部隊運用責任者 ③記録及び地図記入担当者 ④通信連絡担当者 ⑤広報・報道担当者	①後方支援本部長 ②物資調達・補給担当者 ③情報収集、県・関係機関等への連絡担当者 ④広報、報道担当者 ⑤記録・資料作成担当者 ⑥現場指揮本部との通信連絡担当者
所掌責任の明確化	両本部設置の際は、全要員の職・氏名を明確にし、市町村関係者、関係機関に周知すること	
本部員の補充	火災規模の拡大に伴い、現場指揮本部要員の増員を図る場合は、市町村長部局職員等の派遣要請も検討すること	
応援要請時の要員の増強	①消防防災ヘリ支援部隊 ・臨時離発着場支援責任者及び支援要員 ・給水場警戒隊員 ②各応援地上消防隊の誘導・連絡員	
補足事項	後方支援本部は、現場指揮本部との連絡強化・活動内容把握のために現場指揮本部へ連絡員を派遣する ※特に、活動資材・食料・飲料等の確実な補給のためには、専任の連絡員を必要とする	
5. 本部編入要員	①林野関係者 ②中国電力関係者 ③警察関係者 ④岡山県消防保安課職員	①物資調達・搬送等の民間関係業者 ②その他、「市町村地域防災計画」に基づく関係者
応援要請時の編入要員	(1) 消防防災ヘリ応援 ①岡山県消防防災航空隊指揮者 ※岡山県消防防災ヘリ又は他県消防防災ヘリ（以下他県ヘリ）を要請した場合（但し、岡山市消防局管内の場合は調整の上、決定する） ②岡山市又は他県消防防災ヘリ指揮者 ※岡山市消防ヘリ又は他県ヘリを要請した場合に必要な応じて編入する。 (2) 地上部隊応援 ①各消防本部・市町村応援隊長	

		現場指揮本部	後方支援本部
		②県下全消防本部出動の場合の岡山県大隊長	
	補足事項	自衛隊ヘリ又は緊急消防援助隊の応援出動があった場合は、各隊指揮者を現場指揮本部に編入すること	
6. 必要資機材		①部隊運用用簡易無線 ②消防無線 ③携帯電話 ④地図（メッシュ地図を含む） ⑤連絡用車両	①電話（FAXを含む） ②無線 ③資料作成用コピー機 ④現場指揮本部との共通地図
	補足事項	火災が大規模化する場合（特に、地上消防隊の応援出動を要請する可能性がある場合）は、現場指揮本部への次の機能の早急な設置を必須とする。 なお、この機能強化は現場指揮本部の指示により後方支援本部が手配するものとする ①仮設電話（FAXを含む） ②コピー機	
7. 活動内容		①消防部隊の運用及び指揮 ②火災状況・気象・地形等の把握 ③消防戦術の決定 ④無線連絡及び無線の統制 ⑤物資等補給の指示 ⑥出動隊・活動状況等の把握及び記録 ⑦報道機関対応 ⑧警察への協力要請 ・警察ヘリの偵察と結果連絡 ・警察ヘリでの入山者の捜索と救出 ・火災現場付近の交通整理 等	①消防職・団員及び関係者の非常招集の継続 ②物資・燃料・食料等の調達・補給・搬送 ③報道機関対応 ④県・他市町村等への情報伝達 ⑤資料作成（メッシュ地図の作成を含む） ⑥火災状況、出動隊・人員・資機材・活動状況等の総括的な把握及び記録 ⑦住民広報 ⑧その他、現場指揮本部からの指示事項
	大規模化の場合	①夜間活動の有無、監視体制の検討、実施及び休止中の火災状況の把握 ②住民避難勧告の検討 ③翌日の消火作戦の検討 ④消防職・団員の交代要員数量の把握	①夜間中の火災状況の関係機関への伝達 ②住民避難勧告、避難場所の選定、住民誘導 ⇒ 会議室・資料の準備 ⇒ 交代要員の確保
8. 広域応援時の活動		消防防災ヘリ及び他消防本部・市町村の応援を必要とする場合の活動内容は、次に基づくものとする	
	消防防災ヘリ等	消防防災ヘリの要請と運用（P. 6～12）に詳細を記載	
	地上部隊	地上消防隊の応援要請と運用（P. 13～15）に詳細を記載	

	現場指揮本部	後方支援本部
9. 火災の終結	①鎮火状況の把握と鎮火宣言 ②活動状況、出動人員・機材数及び人員・機械異常の報告受理 ③監視警戒体制の検討 ④現場指揮本部の解散	①鎮火連絡（県、関係機関） ②報道機関連絡 ③住民広報 ④後方支援本部の解散

4. 消防防災ヘリの要請と運用

1. 要請基準

(1) 岡山県消防防災ヘリの要請

- ①林野火災焼失面積が1 ha程度に拡大し、更に拡大が予想される時。
 - ②林野火災焼失面積が1 ha未満であっても、延焼状況・気象状況・地形の状況等から現場指揮本部長（又は現場指揮者）が必要と認めたとき。
- （※運航不能期間中は岡山市消防ヘリを要請「岡山県・岡山市航空消防相互応援協定」による）

(2) 岡山市消防ヘリの要請（追加要請する場合）

- ①林野火災焼失面積が3 ha程度に拡大し、更に拡大が予想される時。
- ②林野火災焼失面積が3 ha未満であっても、延焼状況・気象状況・地形の状況等から現場指揮本部長が必要と認めたとき。
- ③岡山県消防防災ヘリが燃料補給等のため現場を離れる時点において、鎮圧が見込めないと予想される時。

※但し、岡山市消防局管内の林野火災に関しては、上記（1）（2）を適用しない。

(3) 他都道府県・政令市の消防防災ヘリの要請（追加要請する場合）

- ①林野火災焼失面積が10 ha程度に拡大し、更に拡大が予想される時。
 - ②現場指揮本部長が必要と認めたとき。
- ※岡山県消防防災ヘリ運航不能期間中であっても、他県ヘリを要請する場合は、岡山県消防防災航空隊指揮者を現場指揮本部要員として編入すること。但し、岡山市消防局管内の場合は調整の上、決定する。
- ※岡山県消防防災ヘリ及び岡山市消防ヘリがともに運航不能又は、別事案対応中等になっている場合は、上記（1）の要請基準を適用する。

2. 出動及び要請の基本事項

(1) 出動条件

消防防災ヘリの出動は、原則として日出から日没までとする。

(2) 要請手続きの基本

- ①第1出動は岡山県消防防災ヘリとし、岡山県消防防災航空センターへ直接要請する。
 - ②第2出動は岡山市消防ヘリとし、岡山市消防局へ直接要請する。
- ※但し、岡山市消防局管内の林野火災に関しては、上記①②を適用しない。
- ③岡山県消防防災ヘリ運航不能期間中の第1出動を岡山市消防局へ要請する場合は、併せて、岡山県消防防災航空センターにもその旨を連絡する。また、他県ヘリを要請する場合は岡山県消防防災航空センターを経由してヘリ所有自治体へ要請する。

(3) 現場指揮本部等の設置

消防防災ヘリ要請の時は現場指揮本部（後方支援本部を含む）を原則として設置し、消防防災ヘリの運用と活動支援を行うものとする。

3. 消防防災ヘリの活用種別

種 別	内 容	留意事項
1. 上空偵察	①消防防災ヘリ隊員による偵察と現場指揮本部への 偵察結果の連絡 ②現場指揮本部員の搭乗偵察	
2. 空中消火	地上消防隊の消火困難な箇所等への空中消火	
3. 搬送業務	地上消防隊の消火用資機材・水のう・食料・人員等 の山中への搬送	空中消火との併業困難
4. 救助活動	傷病者及び逃げ遅れた者の救助、応急措置用資器材 の空輸・投下	空中消火との併業困難

4. 要請先

	岡 山 県	岡 山 市 消 防 局
電 話	岡山県消防防災航空センター直通電話 0 8 6 - 2 5 0 - 5 1 1 9 夜間：専用携帯電話に自動転送あり	岡山市消防局消防情報通信センター 0 8 6 - 2 5 3 - 9 9 7 8 ※但し、岡山市消防航空隊と協議の必 要がある場合は、情報通信センターが 指定する電話番号等へ連絡のこと
F A X	0 8 6 - 2 9 4 - 7 8 8 5	0 8 6 - 2 5 3 - 9 9 8 4

5. 消防防災ヘリ活用の具体的事項

	現場指揮本部等	岡山県消防防災航空隊
1. 要請可能性 の判断	①現場指揮者は、消防防災ヘリ要請の 可能性を判断する。要請の可能性が ある時は、消防本部は電話で消防防 災航空センターに発生日時、場所、 状況を連絡する	岡山県消防防災航空隊は、消防本部と 協議を開始
要 請 判 断 基 準	次のいずれかに該当するものとする (1) 焼失面積が1 ha程度に拡大した時 (2) 1 ha未満であっても次のいずれかの要件に該当する時 ①消防隊が進入困難な地域で火災が発生し、消防防災ヘリによる空中消 火の必要があると認められる時 ②火勢・地形・気象等の状況から急激な拡大が予想される時 ③人命救助の必要性、住宅等への延焼危険等の重大な事態が発生した時	

	現場指揮本部等	岡山県消防防災航空隊
留意事項	岡山県消防防災航空センターは、独自の判断で、事前偵察活動のため火災現場に消防防災ヘリを運航することがある ※この場合、岡山県消防防災航空センターは当該消防本部に連絡の上、運航する	
2. 現場指揮本部等の設置（未設置の場合）及び受入準備	①要請決定の場合、現地指揮本部・後方支援本部を未設置の場合は速やかに設置する ※消防防災ヘリ要請の場合は、設置を原則とする ※消防本部は、本部設置を岡山県消防防災航空センター・関係機関に連絡	
設置方法	P. 3～6 「3. 現場指揮本部と後方支援本部」を参照	
	②臨時離発着場（臨着場）の選定 ※所有者・利用者の承諾が得られれば、付近住民への事前広報を実施する	岡山県消防防災航空隊は選定の協議に応ずる
	優先適地	消防防災ヘリ臨時離発着場を優先する
	※上記使用不可能な場合は次による	
	適地	公共グラウンド・学校校庭・河川敷・公園・駐車場等で 40m×40m四方以上の空間を有し、車両進入可能な場所 ※授業中の学校と民家密集地は可能な限り避ける 舗装・芝面の方が、確保のための労力削減のため有利
	不適地	谷間で気流不安定な場所、果樹園・養鶏養豚場付近
	※応援機を考慮し、複数機離着陸可能な場所が望ましい	
	③離発着支援責任者及び支援隊員の選定	
	支援隊	責任者：消防職員で支援隊の指揮と消防無線の使用が可能な者 支援隊員：4名程度／離着場1ヶ所当たり
	④偵察及び補助員等搭乗者の選定	
	搭乗者	偵察員：現場指揮本部員で地形・部隊運用に精通した者 補助員：地図記入担当、通信連絡担当

	現場指揮本部等	岡山県消防防災航空隊
	⑤臨時離発着場（臨着場）の設営	
	設 営	①臨着場の表示（直径 1 0 m 以上の丸の中に H の表示、又は一辺 2 m の×の表示：石灰を使用） ②場内の飛散物の撤去 ③風向き確認用の吹き流し又は、その代用品 ④舗装・芝面以外の場所では、散水 ⑤関係者以外の立入禁止のための警備員の配置 ⑥現場指揮本部との連絡用車両の配置 ※以上の詳細は、P. 2 0 ～ 2 2 を参照
	支援隊	①責任者：支援隊の指揮及び現場指揮本部と消防防災ヘリ間の連絡 ※責任者は、消防無線（要イヤホン）・携帯電話・ハンドマイクを携行する ②支援隊員：警備員、整備員、活動支援作業員
	⑥消防防災ヘリ給水場所の選定 ※状況により広報が必要	
	要 件	可能な限り火災現場に接近した、溜め池・河川 ※水深 1. 5 m 以上あれば消防防災ヘリの自己給水が可能
	支援隊	必要に応じ、警戒隊員を配置し、付近広報と警戒を行う ※消防無線（要イヤホン）・ハンドマイクを携行する
	留意事項	自然水利による給水不可能な場合には、臨着場での水槽付車両による給水の方法もあることに留意すること ※給水方法は、P. 2 2 「バケット給水支援要領」を参照
	⑦消防防災ヘリとの連絡用無線系統の協議	
	基本的な使用無線	消防防災ヘリ ⇐ 主運用波 7 ⇨ 現場指揮本部
3. 要 請	消防本部は、岡山県消防防災航空センターあてに P. 2 3 「消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」（地図添付）と P. 2 4 「火災等即報」を岡山県消防保安課へ F A X 送付する	岡山県消防防災航空隊の出動
留意事項	状況に応じては、現場指揮本部等及び受入準備完了前の要請も可能	⇒ 完了までの間、消防防災ヘリは臨機応変に対応する

	現場指揮本部等	岡山県消防防災航空隊
4. 現場到着	①臨着場への消防防災ヘリの誘導 ②活動関連資料の伝達 ③岡山県消防防災航空隊指揮者の現場指揮本部への受入 関係資料 共通メッシュ地図	⇒岡山県消防防災航空隊指揮者の現場指揮本部への常駐
5. 現場活動	①現場指揮本部による消防防災ヘリの運用開始 ※但し、運用は現場指揮本部に派遣した岡山県消防防災航空隊指揮者を通じて行う ②消防防災ヘリの活用 優先事項（偵察） 最初の活動として、現場指揮本部長等の搭乗による偵察が望ましい ※火勢状況・部隊展開の把握、防ぎょ点の確認を行い、状況をメッシュ地図に記入 活 動 偵察・空中消火・資材搬送・救助活動等を行う 詳細は、P. 19～22「消防防災ヘリの活用」及び「消防防災ヘリコプターの搭乗及び支援要領」を参照	
6. 岡山市消防ヘリの要請		
(1) 要 請	①現場指揮本部長が要請を決定 ②現場指揮本部は後方支援本部を経由して、岡山市消防局へ要請書をFAX 要請書の様式 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（P. 23）	
7. 他県ヘリの要請		
(1) 要請準備	①現場指揮本部長が要請を決定 ②現場指揮本部は岡山県消防防災航空センターに要請先（他都道府県等）との出動調整を依頼 調整事項 要請機数、要請先の選定 ③岡山県消防防災航空センターは要請先の選定後、要請先との連絡方法を現場指揮本部へ連絡 ④現場指揮本部は岡山県消防防災航空隊指揮者とともに要請先と詳細な協議を開始 協議事項 火災場所、火勢と防ぎょの状況、活動内容、臨着場と支援方法、給油場所、使用無線系統、夜間県内駐機の可否等航空機運用の調整	

	現場指揮本部等	岡山県消防防災航空隊
	⑤現場指揮本部は後方支援本部を経由して、要請先へ協議結果及び地図等の関係資料をFAX ⑥併せて、後方支援本部は、上記内容を岡山県消防防災航空センターへFAX	
(2)施設拡充	①臨着場及び支援隊の増強 ②給水場及び警備隊員の増強 (1給水場に最大2機の給水を目安とする)	
(3)要 請	①市町村長は、岡山県消防防災航空センターへ他県へリ派遣の正式要請書をFAX ②岡山県消防防災航空センターは、消防庁を経由して該当都道府県へ正式要請	
	要請書の様式	広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表（P. 26～27） ※現時点で判明している項目の記載のみで可
(4)現場到着	①臨着場への他県ヘリの誘導 ②活動関係資料の伝達 ③他県ヘリ指揮者の現場指揮本部への受入。現場指揮本部で決定した各県指揮者への任務要請等は、岡山県消防防災航空隊指揮者を介して行なう。 ④使用無線は消防波は統制波1, 2, 3 航空波は機体と航空本部間は123.45MHz	
	関係資料	共通メッシュ地図に火災場所・給水場所等を記入
(5)活 動	①現場指揮本部による他県ヘリの運用開始 ※但し、運用は現場指揮本部に派遣した岡山県消防防災航空隊指揮者を介して他県ヘリ指揮者に任務要請等を行う ②他県ヘリの活用	
	活 動	偵察・空中消火・資材搬送・救助活動等を行う
	補足事項	火災が大規模化し、多数機参加の場合には、活動エリア、活動種別等を分離した運用もあり得る
8. 自衛隊ヘリの要請 (本項、具体事項を省略)		
自衛隊法第83条に基づき、市町村長の要請により岡山県知事が自衛隊に出動を要請する		
	留意事項	現場指揮本部長は、自衛隊機の出動の必要性が生じた場合は、速やかに岡山県消防保安課と要請に向けて協議を開始する
9. 運航中断 (夜間)	①現場指揮本部長と岡山県消防防災航空隊指揮者との協議による運航中断の決定 ②翌朝からの活動体制の協議	

	現場指揮本部等	岡山県消防防災航空隊
	③夜間の火勢状況等の各航空隊に対する情報連絡 ④他県へりの夜間駐機場所の確保 ※・岡山空港を使用する場合は、岡山県消防保安課へ連絡のこと ・臨着場を夜間駐機場とする場合は、受援側の警戒隊員を配備のこと ⑤他県へり隊員の宿泊場所・送迎手段の確保	
10. 終了	現場指揮本部長と岡山県消防防災航空隊指揮者との協議による活動の終了決定	
11. 事後処理	災害状況等報告書（P. 25）を消防防災航空センターへ提出 ＜他県へり要請の場合＞ ①広域航空消防応援（ヘリコプター） 要請連絡表等（P. 26～27）を岡山県へ正式提出 ②消防広域応援交付金申請書 （P. 29～30）を（一財）全国市町村振興協会へ提出	

5. 地上消防隊の応援要請と運用

1. 応援要請先及び要請基準

	応援要請先	要請基準（目安）
第1要請	隣接消防本部等 ※岡山県下消防相互応援協定に準拠	①他の市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある時 ②発災市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難な時 ③他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等が必要と認められる時
第2要請	緊急消防援助隊 ※緊急消防援助隊運用要綱に準拠	火災の状況及び県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断した時

2. 岡山県下消防相互応援協定に基づく隣接消防本部等への要請

	現場指揮本部 (含む後方支援本部)	応援消防本部・市町村 (含む応援側地上消防隊)
1. 要請準備	①応援部隊活用方法・必要部隊数・人員・資機材の検討 ②集結場所の選定 ③誘導・連絡要員の選定＝応援消防隊毎	①情報入手後は、早急に主要関係者へ周知 ②応援出動可能人員・資機材等の把握を開始
2. 応援側への事前協議	①現場指揮本部は、後方支援本部を通じて、応援側に応援の諾否、応援人員・資機材の対応可能数量の協議を開始 ②現場指揮本部長は、発災市町村長へ応援要請準備に着手した旨の報告	①協議事項に基づく調査・検討 ②上記結果の速やかな回答（後方支援本部あての電話回答）
協議内容	広域応援判断協議チェック表（P. 28）に基づいておこなう。	
3. 応援隊活動関係資料の作成	①現場指揮本部は、応援隊の活動方針等を検討し、その結果を簡易に取りまとめ、活動関係資料としてコピー	
資料の内容	メッシュ地図上に火災地点、応援部隊展開位置及び到達経路、水利位置（又は確保手段）、消火手段、他部隊との連携方法、無線使用方法等を記入すること ※各応援部隊共通資料とする。	

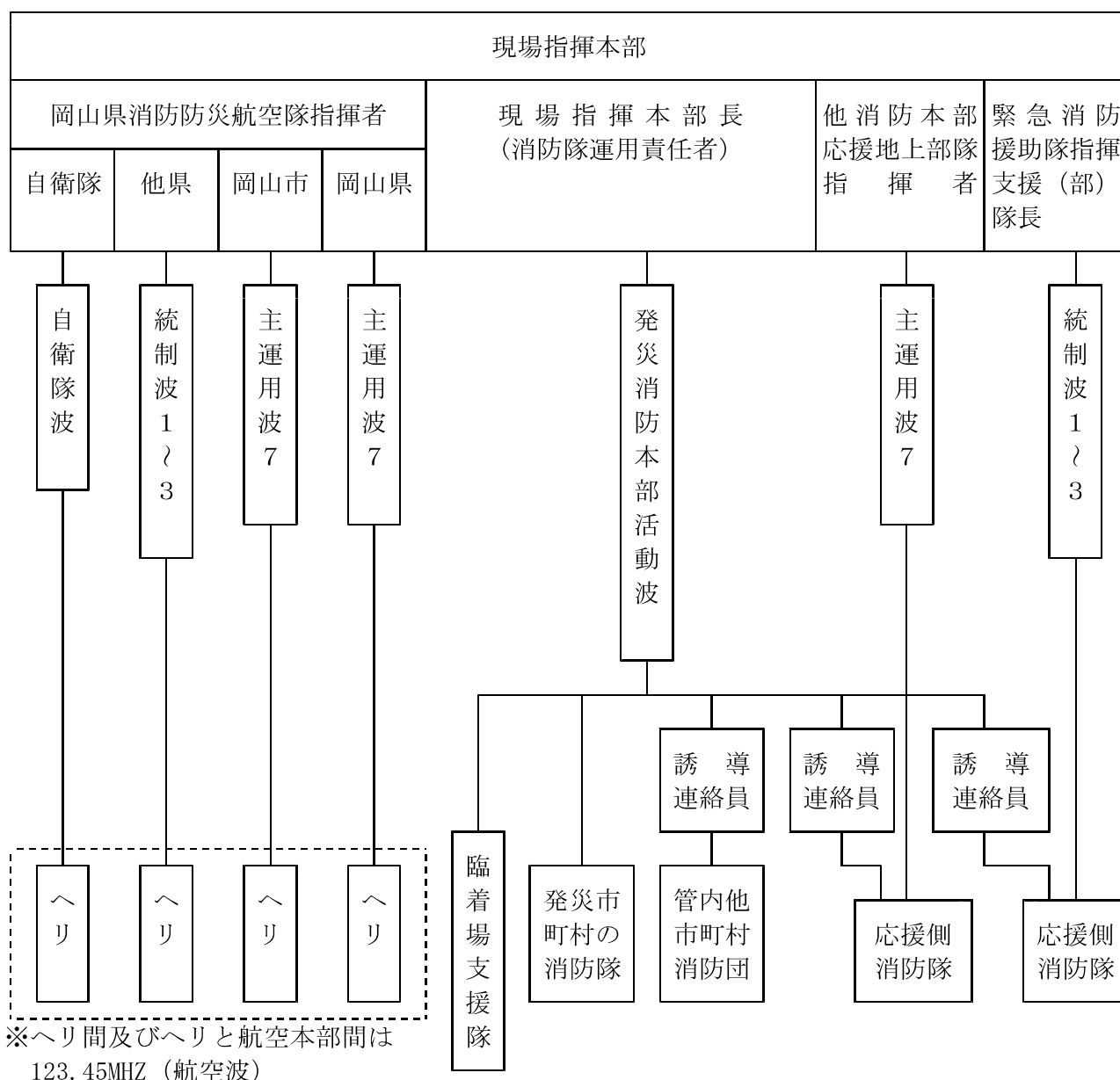
	現場指揮本部	応援消防本部・市町村
4. 要請決定	①発災市町村長等は、現場指揮本部長の具申に基づき要請を決定し、応援側市町村等へ出動を要請	①各市町村・消防本部からの応援出動 ※出動に際しては、各市町村・消防本部毎に集結した一隊となって出発のこと
応援要請等	岡山県下消防相互応援協定参照（P. 31～41）	
5. 集結場所への到着	①誘導・連絡員の配備 ②応援隊の人員・資機材数の把握 ③活動関係資料の伝達と作戦指示 ④各応援隊使用無線系統の調整	①誘導・連絡員の受入 ②応援人員・資機材の数量報告 ③活動関係資料の受領と隊員への作戦伝達 ④使用無線系統の把握
応援隊用無線系統	消防本部：主運用波 7 消防団：各消防団の使用するトランシーバー等 ※上記に加え、現場指揮本部から派遣した誘導・連絡員の携帯する無線を利用する。	
	⑤応援側指揮者の現場指揮本部への編入	⑤応援側指揮者の選任
6. 活動	①現場指揮本部による応援隊の運用開始 ※但し、指揮は、消防本部については、応援側消防本部総括指揮者、消防団については各応援側指揮者を通じて行う。 ②現場指揮本部は、無線の統制管理を把握	
運用上の留意事項	①各消防本部・各消防団の応援隊長には現場指揮本部派遣の誘導・連絡員が同行する。 ②使用地図（メッシュ地図）は、全部隊統一した地図を使用する。 ③活動は、消防本部は応援側全本部の統一運用、消防団は各団毎の運用を基本とする。	
	③後方支援本部は、応援隊への活動資機材・燃料・食料・飲料等の補給を開始する。	
補足事項	後方支援本部は、現場指揮本部との連携強化・活動内容把握のために現場指揮本部へ派遣する連絡員を増強する。 ※特に、活動資機材・燃料・食料・飲料等の迅速で確実な補給のためには、専任の連絡員を必要とする。	
7. 活動中断（夜間）	①現場指揮本部長と発災害市町村長との協議による中断決定 ②全部隊への中断の伝達と帰還報告の受理 ③全体的な作戦会議（翌朝からの活動体制の協議等） ④夜間の火勢状況等の把握と市町村対策本部へ随時連絡	

	現場指揮本部	応援消防本部・市町村
後方支援本部の特別業務	①岡山県消防保安課及び応援側消防本部・市町村等への中断中の火勢状況等の情報連絡 ②応援隊の仮眠所・用具・食料等の手配 ③翌朝からの活動資材・食料・飲料等の事前調達 ④現場指揮本部の指示による全体的な作戦会議開催の諸準備	
8.活動終了	①現場指揮本部長と応援側指揮者との協議による受援活動の終了決定 ②併せて発災害市町村長等への終了報告 ③全部隊への終了伝達と帰還報告の受理	
9.事後処理	①応援隊活動報告書の受理	①応援隊活動報告書の提出
経費負担	岡山県下消防相互応援協定第10条参照（P. 33）	

3. その他の要請（具体事項を省略）

1. 緊急消防援助隊の要請	
緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び岡山県緊急消防援助隊受援計画（平成26年3月24日）に基づき要請する	
留意事項	発災市町村等は、大規模な災害に際し、自らの市町村の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した時は、応援等が必要である旨を電話により岡山県消防保安課に連絡した後、詳細については「応援等要請のための連絡事項」別記様式1-2（P. 42）を提出すること
2. 自衛隊（陸上部隊）の要請	
自衛隊法第83条に基づき要請する。	
留意事項	発災市町村は、自衛隊陸上部隊の出動の必要性が生じた場合には早急に、要請に向けた協議を岡山県消防保安課との間で十分に行い、「派遣要請依頼書」別記様式1（P. 43）を提出要請すること なお、緊急を要する時は、口頭又は、電話により要請し、事後要請書を提出すること

6. 広域応援時の無線使用体系（基本）



広域応援時の留意事項

- 1 広域応援時には、無線の使用系統が錯綜するおそれがある。このため現場指揮本部は上記表を基本として無線使用統制の割り振りを行うこと。
- 2 広域応援時には、発災消防本部活動波の使用量が著しく増大する。このため現場指揮本部は、次により当該活動波の統制と各消防隊への徹底を図る
 - ①現場指揮本部と各消防隊との間は、指揮命令・報告を優先させ、緊急の必要ある場合は、割り込み通信を行うこと。
 - ②各消防隊は、努めて傍受を原則とし、送信に当たっては簡明適切に最小限度に限り、送信を行うこと。
- 3 各応援側指揮者は、現場指揮本部に無線機を設置し、現場指揮本部長が指示する無線波を使用して、現場指揮本部から所管消防隊を指揮する。
なお、副次的には、現場指揮本部が各応援消防隊に派遣する誘導連絡員が使用する発災消防本部活動波を用いて連絡する。
- 4 無線の補完として、携帯電話の活用を図るものとする。

7. メッシュ地図（林野火災防ぎょ図）の使用

1. 基本原則

- ① 林野火災対応に用いる地図は、現場指揮本部・消防隊・航空隊・全関係機関が同一のメッシュ地図を用い、統一のとれた判断の下に、総合的な防ぎょ活動と連絡調整を行うことを原則とする。
- ② 特に、消防防災ヘリを含む応援要請の場合は、作成を必須とする。

2. メッシュ地図の種別縮尺

メッシュ地図は、「基本図」と「詳細図」の2種類とする。

基本図	縮尺	1 / 25, 000（原則）	
	主要目的	主要記入項目（現場指揮本部記入）	
	①火災発生地点、火災の状況把握 ②現場指揮本部等位置表示 ③地上消防隊の運用指示 ④消防防災ヘリの運用指示 ⑤現段階での防ぎょ方針指示	①出火箇所、焼失・延焼状況 ②現場指揮本部等位置 ③消防隊集結場所、消防隊展開位置 ④空中消火箇所、臨着場、給水場 ⑤防ぎょ帯位置、風向き等	
詳細図	縮尺	1 / 5, 000　または　1 / 2, 500（原則）	
	主要目的	主要記入項目（現場指揮本部記入）	
	①火災発生地点、火災の状況把握 ②地上消防隊の運用指示 ③消防防災ヘリの運用指示 ④現段階での防ぎょ方針指示	①出火箇所、焼失・延焼状況、風向 ②現場への到達路・各消防隊展開位置 水利場所、ホース延長状況 ③空中消火箇所、臨着場、給水場 ④防ぎょ帯位置、風向き等	
留意点	コピーの際には、必ず「右肩」に次を大きく記入のこと。 ①「基本図」・「詳細図」の種別及び縮尺 ②作成日時		

3. 作成部署及び作成スケジュール

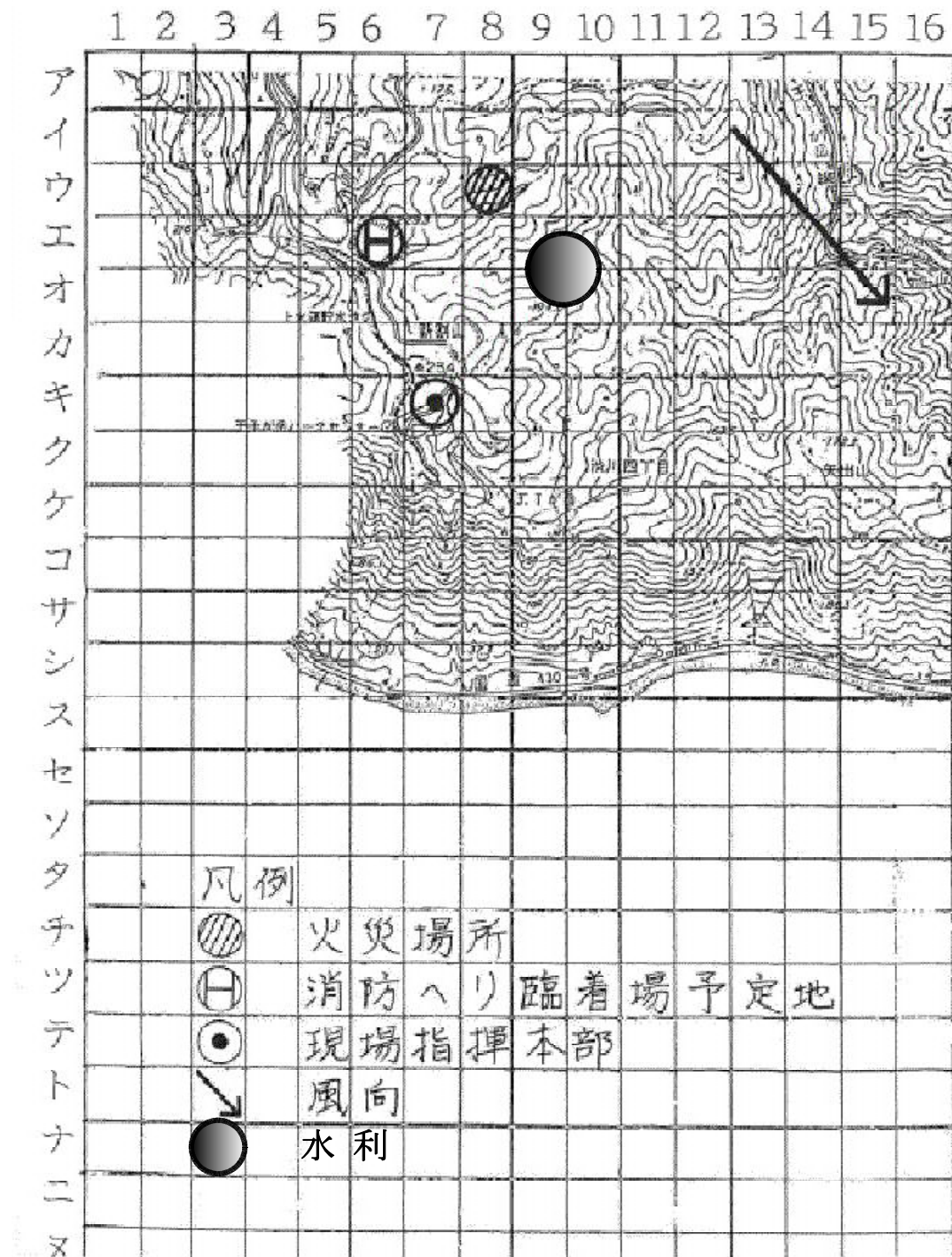
初期出動時	①消防本部等は、当該地区の「基本図」と「詳細図」を所定量コピーし、各出動隊に配布 ②初期出動隊は、持参した「基本図」と「詳細図」で判明事項を指令室等と無線連絡
現場指揮本部設置時	①現場指揮本部は、「基本図」と「詳細図」に、判明・決定事項を随時に記入 ②以降、上記内容を後方支援本部及び各消防隊へ無線等で伝達
消防防災ヘリ及び地上消防隊の応援要請時	①現場指揮本部は、現段階での、判明・決定事項を所定量コピーし、各応援消防隊に配布 ※ 以降、継続実施

メッシュ地図不備の場合

- 1 火災の覚知と同時に、保有する地図に1cm角のメッシュを入れ、縦番号（1～）・横番号（ア～）を記入し、所定量コピーすること。
- 2 上記の場合も、「基本図」と「詳細図」の2種類作成することが望ましい。

詳細図（1／2，500） 11月16日14：50作成

- ・出火日時：16日 14：00頃
- ・場所：玉野市渋川4丁目王子が丘第2駐車場東の山



資料 1

消防防災ヘリの活用

1. 偵察

次の情報収集を行う

- | |
|---|
| ① 延焼範囲・延焼方向・火災の性状（樹種・樹冠火・地表火等）・飛び火 |
| ② 民家等建物への延焼危険・飛び火箇所・防ぎょ帯設置可能位置 |
| ③ 地勢・林相・斜面や入山路の状況 |
| ④ 消火活動困難箇所・地上消防隊進入可能ルート・活動危険箇所・地上消防隊避難ルート |

2. 空中消火

消防防災ヘリが受け持つ主要火災箇所等は、次のとおり

- | |
|-------------------------------|
| ① 飛び火 |
| ② 地上消防隊の進入に時間を要する山奥部 |
| ③ 地上消防隊が活動困難な傾斜面（30度以上の傾斜を目安） |
| ④ 地上の活動危険が生じやすい崖付近や石礫の傾斜地 |
| ⑤ 地上の退路確保が困難な活動危険箇所 |
| ⑥ 樹幹火・樹冠火等が発生し、立体的に延焼している場所 |

3. 搬送業務

（1）搬送可能な消防資機材等の例示

- | |
|------------------------|
| ① 地上消防隊員 |
| ② 組み立て式水槽 |
| ③ 可搬ポンプ及びホース（燃料の搬送は不可） |
| ④ チェーンソー・鉋・鋸・鍬等 |
| ⑤ 背負い式消火器具 |
| ⑥ 地上消防隊の食料・飲料等 |

（2）搬送に際して必要業務

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ① 搬送必要物資・人員の決定と集結 | ① 搬送方法の決定 |
| ② 搬送場所（着陸場所・ホバリング場所）の確保 | ② 搬送可能場所の確認 |
| ③ 搬送する消防資機材重量と人員の確認 | ③ 搬送物資の重量と人員の指定 |
| ④ 火災現場に展開している地上消防隊との連絡 | |

4. 救助業務（詳細は省略）

傷病者の発生、逃げ遅れた者の発見等の場合は、ヘリ指揮者とその対応を協議するとともに、救急車の手配等の陸上での支援体制を早急に取ること。

資料 2

消防防災ヘリコプターの搭乗及び支援要領

1. 消防防災ヘリコプター乗降中の注意事項

- (1) 航空隊員の指示により速足で接近し、駆足はしないこと。
- (2) 接近中は、機体騒音のために声はほとんど聞き取れないため、航空隊員から目を離さず航空隊員の手信号を見逃さないようにすること。
- (3) 尾部回転翼の回転中は大変危険であるため、ヘリコプターの真横または前方から接近し、機体後方には絶対に近寄らないこと。
- (4) 機体から離れる場合は、接近時の逆経路とし、接近時と同様に機体後方には絶対に近寄らないこと。

2. 搭乗中の注意事項

- (1) 航空隊員の指示により、簡易縛帯及びヘッドセットを装着する。
- (2) 航空隊員から機内交話要領の説明を受ける。
- (3) 機内では、航空隊員の指示がない限り大きく移動しないこと。
- (4) 操縦士が無線交信している場合は、機内・外の無線交信をしないこと。
- (5) 航空隊員がドアを開ける場合があるが、機外に物が飛散しないようにする。
- (6) 航空隊員の指示により、簡易縛帯及びヘッドセットを外す。

3. 離着陸時の支援要領

- (1) 着陸地点の標示
 - ア 離着陸に使用するグラウンド等のほぼ中央位置に、直径 10 m の **II** マークを石灰等で標示する。
 - イ 緊急止むを得ない場合は、一辺約 2 m の **×** で標示する。
- (2) 風向の標示
 - ア 吹き流しは、気流を攪乱する恐れのある建物や障害物からなるべく離れた場所で、着陸地点から約 30 ～ 50 m 風上側に設置する。
 - イ 吹き流しが設置出来ない場合は、ヘリコプターの飛来を視認できた時点で発煙筒を点火する。
- (3) 着陸地点周辺の散水
 - ア 着陸地点が砂地等の場合は、砂塵の巻き上げ防止のため、着陸地点を中心に半径約 30 m の範囲に散水する。
 - イ 散水の要否は、飛行場外離着陸場結果一覧表による。
- (4) 人員・車両の排除
 - ア 原則として、部外者及び部外車両は着陸場所に進入させないこと。
 - イ 消防関係の人員及び車両は、ヘリコプターが着陸して航空隊員の接近の合図があるまでは、別図 1 に示す位置で待機する。
- (5) 飛散防止措置
 - ア ヘリコプターの吹き下げ流により飛散及び転倒の可能性のあるものは、事前に撤去、移動または固縛等の措置を講じておく（ヘリコプターの吹き下げ流は、風速 35 m 程度でヘリコプター接近に伴って突然強くなるので要注意）。
 - イ 砂塵等による被害防止のため、付近の建物及び車両の窓等は閉めさせておく。

(6) 無線通信

- ア 無線通信の周波数は、主運用波、統制波とする。
- イ ヘリコプターの呼出名称は「岡山ヘリ 1」である。

4. バケット給水・物資輸送支援要領

(1) バケット給水

バケット給水に地上隊から給水支援を受ける場合は、1 個のバケットを常時懸吊し、ホバリング状態で給水する方法が一般的であるため、当方式について説明する。

ア バケットの組み立て及びバケットの懸吊・切離し

原則として、航空隊員が実施する。

イ ホバリング給水

- (ア) 消防隊は、臨着場の一隅に、散水に必要な量の水利を確保する。
- (イ) ヘリコプターの誘導は、原則として航空隊員が実施する。
- (ウ) ヘリコプターが進入し、バケットを接地させホバリングを確立したら航空隊員の指示によりバケット横までホースを延長する。(吹き下げ流に注意)
- (エ) 給水時における送水圧力及び給水量は航空隊員が指示し、ストップバルブ又は分岐管で給水する。
- (オ) 給水作業が終了したならば、航空隊員の指示によりホースを安全な位置まで移動し、待機位置に戻る。

(2) 物資輸送支援

物資輸送には、もっこ又は水嚢を機外吊り下げ装置により懸吊して輸送する方法と機内に搭載した物資をホイストで降下させる方法があるが、支援を受ける可能性の高いもっこによる支援要領について説明する。

ア もっこ梱包

- (ア) 種類の異なる荷物を梱包する場合は、重い物を下に、軽い物を上にし、懸吊時に変形または破損しないようにすること。
- (イ) 荷物はもっこの中央に置き、もっこの対角線にある腕を一結びで結索し、落下防止を図る。
- (ウ) 落下する可能性があれば、スリング等で口をふさぐ。
- (エ) ホース等もっこの編み目から落下する可能性があれば防水シート等を敷き、ホースであればカップリングの結合等の落下防止を図ること。
- (オ) 梱包前の荷物については、ヘリコプターの離着陸の障害にならないように着陸場所の一端に集積し、飛散防止を図る。
- (カ) 梱包重量は、ヘリコプターの飛行重量により異なるため、航空隊員の指示を受ける。

イ 臨着場におけるもっこの取付け・取外し

原則として航空隊員が実施する。

ウ 火災現場付近でのもっこの受取り・回収

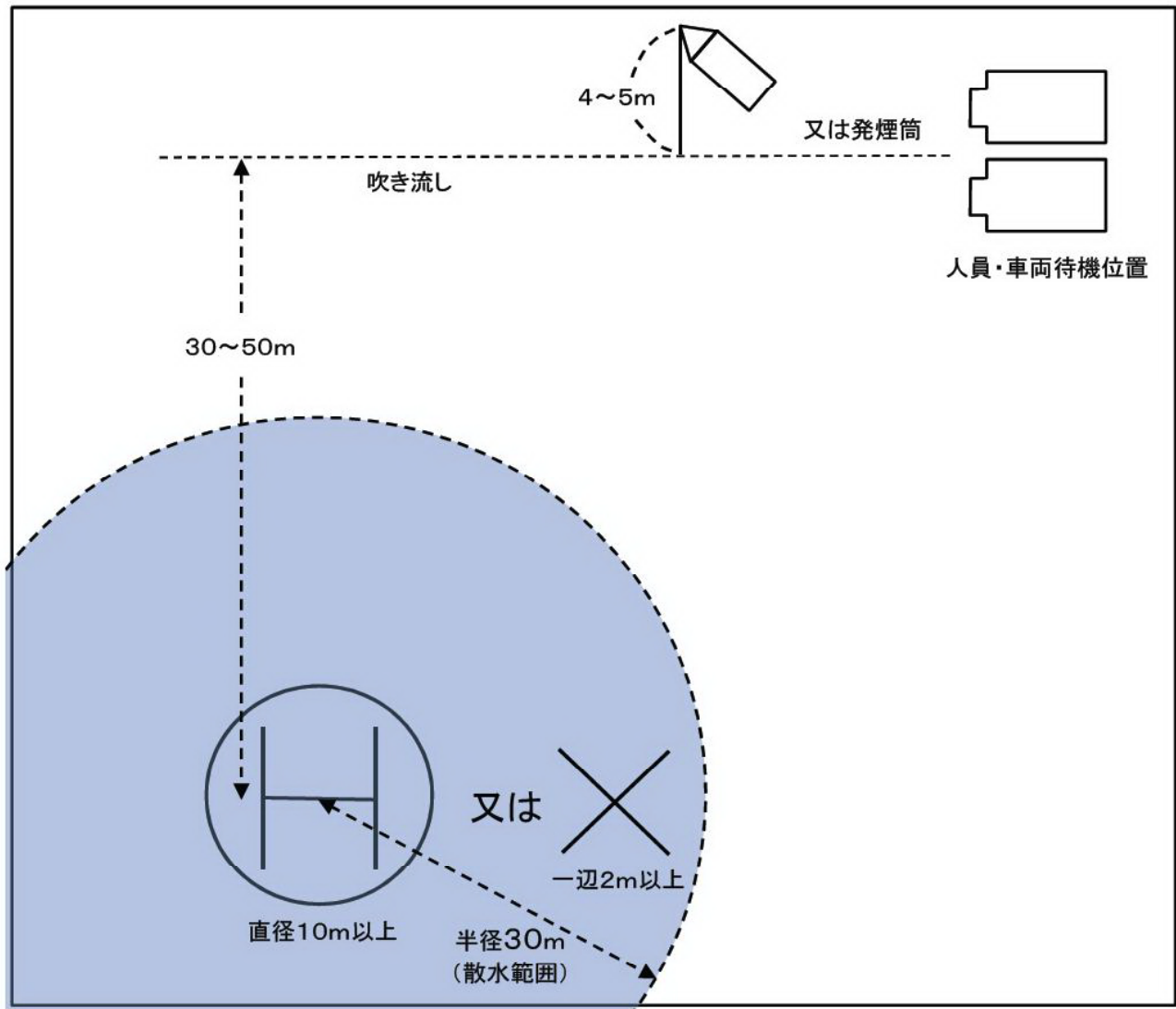
原則として航空隊員が実施する。

(3) 安全に関する事項

ヘリコプターの吹き下げ流及び騒音により命令・指示が聞こえないこと並びに現場の足場が悪いこと等による事故防止には万全を期すこと。

また、ヘリコプターを支援するのに必要な用具（ヘルメット、ゴーグル、手袋等）を必ず持参する。

人員・車両待機位置



様式 1

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要 請 機 関 名	担当者職・氏名 _____ TEL (- -)	
要 請 種 別	火災 救急 救助 調査 救援 その他 () (消火・偵察)	
具体的な要請内容		
覚 知 日 時	平成 年 月 日 時 分	
要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分	
災 害 発 生 場 所 (地図添付)		マッフル地図 P. _____ 縦_____ 横_____
離 着 陸 場	① あ り 離着陸場名 () ② 調整中	
現 場 通 信 連 絡	① 主運用波 7 呼出名 () ② 統制波 1 ・ 2 ・ 3 呼出名 () ③ その他 周波数 ・ 呼出名 (・)	
必 要 機 材 ・ 数 量		
そ の 他 特 記 事 項	気 象 状 況 : 使 用 水 利 : 現 場 指 揮 者 :	

報告日時	平成 年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部)	
報 告 者	

消防庁受信者氏名

* 爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出 火 場 所					
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 月 日 時 分		
火元の業態・ 用 途			事業署名 (代表者名)		
出 火 箇 所			出火原因		
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた 理 由		
	負傷者 重症 人				
	中等症 人				
	軽 症 人				
建物の概要	構造 階層 / 階建		建築面積	m ²	
			延べ面積	m ²	
焼 損 程 度	全 焼 棟 } 計 棟		焼損面積	建物焼損床面積 m ²	
	焼 損 半 焼 棟 } 棟 数 部分焼 棟 ぼ や 棟			建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a	
り災世帯数			気 象 状 況	℃ m/s %	
消防活動状況	消防本部(署) 台 人				
	消防団 台 人				
	その他 人				
救 急 ・ 救 助					
活 動 状 況					
災害対策本部等					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足
りること。)

災 害 状 況 等 報 告 書

1 要請市町村長等	
2 発 生 日 時	平 成 年 月 日 () 時 分
3 要 請 種 別	・火 災 ・救 急 ・救 助 ・そ の 他 ()
4 発 生 場 所	
5 災 害 の 概 要	
6 対 応 状 況	
(1) 経 過	
(2) 出動機関 人 員	
(3) 出動車両 資機材等	
7 被 害 の 概 要	(死傷者、救助人員等)
8 そ の 他 参 考 と な る 事 項	(写真、被災状況図、活動状況図等)

(注) 市町村長等は、この様式に準じた書面により、報告することが出来るものとする。

様式 1

広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	要請側都道 府県連絡者	消 防 庁	応援側都道 府県連絡者	応援側消防 本部連絡者

① 要 請 先 市 町 村 名	
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	消防本部消防長 市 町 村 長
③ 要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分
④ 災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分
災 害 発 生 場 所 ⑤	
災 害 の 概 要	
⑥ 応 援 の 種 別 活 動 拠 点	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援 ①定置場 ②離発着場
⑦ 応 援 の 概 要	
⑧ 応 援 の 具 体 的 内 容 及 び 応 援 資 機 材	

⑨ 離着陸可能な場所	第 1 順位	
	第 2 順位	
⑩ 給油体制	給油の可否	可・否
	給油方法	
	体制作りの所要時分	
⑪ 現場最高指揮者 職. 氏名 . 無線局名		
⑫ 離発着場における 資器材の準備状況		
⑬ 他機関の航空機及 びへりの活動状況		
⑭ 他の消防本部に対す る応援へり要請状況		
⑮ 気象の状況	天候 風向 風力 m/s 視界 m	
⑯ へりの誘導方法		
⑰ 要請側消防本部 連絡先		
⑱ その他		

広域応援判断協議チェック表
広域応援準備チェックリスト

	協議内容	メモ
災害 現況 の 把握	①地形、気象条件等 ②人的、物的被害の状況 ③災害の拡大又は長期化予測 ④不足人員、車両又は資機材等の状況 ⑤高速道路の使用の可否 ⑥その他必要な事項	
応援 内容 の 概要	①応援人員、車両又は資機材等の概数 ②到着希望時間 ③現地への経路（道路状況） ④集結場所 ⑤現地担当者氏名及び連絡手段 ⑥使用無線系統（携帯電話番号） ⑦応援隊の任務概要 ⑧応援予定時間 ⑨その他必要な事項	
受援 体制 の 確認	①担当者氏名 ②災害現況の説明 ③現地図面（配置部隊、水利位置） ④配置部署又は任務の概況説明 ⑤燃料、食料等の調達方法 ⑥その他必要な事項	
その他		
協議時間等		
協議者氏名		発災市町村等： 県： 代表消防機関：

様式第 1 号

番 号
年 月 日

一般財団法人全国市町村振興協会
理事長 殿

市 町 村 長 印

消防広域応援交付金交付申請書

別紙のとおり消防広域応援を受けたので、消防広域応援交付金交付規程第 4 条の規定に基づき、
下記市（町村）に対して交付金を交付されるよう申請します。

記

応援市町村名 ○ ○ 市（町村）

様式第2号

消防広域応援実績報告書（受援市町村用）

都道府県名

市町村名

災 害 名		
災 害 発 生 場 所		
災害発生日時及び期間		
災害 の 概 要	災 害 の 状 況	
	人的被害 状 況	死 者
		行方不明者
		負 傷 者
	計	
物 的 被 害 状 況		
※消 防 広 域 応 援 の 概 要	応 援 要 請 年 月 日	
	応 援 消 防 機 関 名	
	応 援 期 間 (受援開始日時から終了日時まで)	
	応 援 人 員 (日別、部隊別)	
	応 援 車 両 等 (種別、数量)	
	応 援 資 機 材 (種別、数量)	
	応 援 活 動 内 容	
特 記 事 項 (応援活動による人命救助、被害の 軽減等の状況等)		

(注) ※印の欄については、複数の市町村から応援を受けた場合には、それぞれ記入すること。

報告書作成担当部局
作成者職・氏名
連絡先

岡山県下消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
- (4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模

等により特に必要があるときは、この限りでない。

- 3 第4条に規定する県に対する通報及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。
- 4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。
- 5 応援要請（第1項第4号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

（応援隊の派遣）

- 第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。
 - 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（消防用資機材等の調達手配）

- 第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

- 第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

（報告）

- 第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。
- 2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費（現地調達分）

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費及び出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）及び応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項以外の経費又は同項の定めにより難しい場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものと

する。

(疑義)

第 12 条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第 13 条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各 1 通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成 20 年 4 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 平成 2 年 3 月 15 日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成 20 年 3 月 31 日をもって廃止する。

平成 20 年 3 月 31 日

岡山県下消防相互応援協定実施細目

(趣 旨)

- 第1条 この実施細目は、岡山県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）
第11条の規定により協定を締結した市町村等（以下「協定市町村等」という。）間の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の特例)

- 第2条 他の市町村等で発生した災害で、発災市町村等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して応援の必要があると認めた場合には、応援要請がなくても応援隊を派遣することができるものとする。
- 2 前項に規定する応援及び他の市町村等で発生した災害を、管轄区域の災害と判断して出動した場合は、この協定に基づく応援要請による応援とみなす。
- 3 前2項の規定により出動した場合は、災害発生場所、応援出動状況等を直ちに発災市町村等に通報するものとする。

(応援要請等)

- 第3条 協定第4条の規定による県への通報は、別記様式第1号により行うものとする。
- 2 協定第5条の規定による応援要請は、別記様式第2号により行うものとする。
- 3 協定第6条第2項に規定する応援隊を派遣する場合の通報は、別記様式第3号により行うものとする。

(応援隊の編成の標準)

- 第4条 応援隊の編成の標準は次のとおりとし、標準によらない場合及びここに定めのないものについては、応援要請の際に車両種別及び必要な装備等を連絡するものとする。

- (1) 指揮隊 指揮車1台、隊員4名
- (2) 消火隊 消防ポンプ自動車1台、隊員5名
- (3) 救助隊 救助工作車1台、隊員5名
- (4) 救急隊 救急自動車1台、隊員3名

(誘導及び資機材の貸与)

第5条 発災市町村等の消防長は、前条に規定する応援隊の効率的な活動に資するため、当該市町村等の消防職員又は消防団員をして現場への誘導及び担当任務等の指定を行わせるとともに、応援活動上必要な資機材を貸与するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第6条 協定第7条に規定する消防用資機材等の調達手配は、消防用資機材等を製造し、又は販売する業者から調達する場合で、当該業者の主たる事業所等が当該市町村等内にある場合に行うものとする。

(応援隊の報告)

第7条 協定第9条第1項に規定する報告は、現場報告及び書類報告に区分し、それぞれ次により行うものとする。

(1) 現場報告は、現場において次の事項について行うものとする。

ア 応援隊の活動概要

イ 応援隊が使用した化学消火剤等の資機材の使用数量及び機械器具の損傷の有無

ウ 応援隊が発災市町村等から支給を受けた食料及び補給を受けた燃料等の数量

(2) 書類報告は、別記様式第4号により行うものとする。

2 前項の報告は、原則として応援市町村等ごとに一括して行うものとする。

(資機材の使用)

第8条 応援隊が協定第10条の規定により発災市町村等が経費を負担する化学消火剤等の資機材等を使用する場合で、発災市町村等の消防長等の了解を求めるいとまのない場合は、使用後速やかに発災市町村等の消防長に報告するものとする。

(連絡会議)

第9条 協定市町村等は、協定の適切な運用を図るため、必要の都度、連絡会議を開催するものとする。

2 前項の連絡会議は、協定市町村等と県が連携して運営するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 市町村等が、他の市町村等との間において締結しているこの協定以外の相互応援協定がこの協定と競合する場合は、必要に応じて、当該市町村等間においてあらかじめ協議しておくものとする。

(実施細目の改定)

第11条 この実施細目を改定する場合は、協定市町村等の消防長及び消防団長が協議の上定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成20年4月1日から効力を生ずる。
- 2 平成2年3月15日付けで締結した岡山県下消防相互応援協定に基づく覚書は、平成20年3月31日をもって廃止する。

別記様式第1号（第3条関係）	・・・(別 添)
別記様式第2号（第3条関係）	・・・ //
別記様式第3号（第3条関係）	・・・ //
別記様式第4号（第6条関係）	・・・ //

様式第1号

第 報

連絡先

岡山県消防保安課 F A X
平日8:30～17:15 : 086-225-4659
土日祝日・夜間 : 086-226-0091

報 告 日 時	年 月 日 時 分
市 町 村 名 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	
連 絡 先	

災害発生場所							
災害発生日時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	応援終了日時	月 日 時 分				
災害の概要	(必要に応じて地図等を添付すること)						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 中等 軽症 人 人 人	死 者 の 生 じ た 理 由					
物的被害状況							
自隊出場状況	種 別	人 員	台 数	応 援 隊 要 請 ・ 出 動 状 況	種 別	人 員	台 数
活 動 状 況							
備 考							

様式第2号

岡山県下消防相互応援協定による応援要請票

第	報
平成	年 月 日

○ ○ ○ 長 殿

○ ○ ○ 長

下記のとおり岡山県下消防相互応援協定による応援要請を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
災害の現状 拡大予想					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
応援隊の任務					
必要応援隊	部 隊 種 別		人員、車両必要資機材、装備等		
	救 助 隊	隊			
	救 急 隊	隊			
	消 火 隊	隊			
	毒 劇 物 等 対 応 隊	隊			
その他の情報 (道路、気象等)					
要請者	消防本部等	担 当 課	職	氏 名	電話・FAX番号
					TEL — —
					FAX — —

様式第3号

岡山県下消防相互応援協定による応援隊の派遣通報票

第	報
平成	年 月 日

○ ○ ○ 長 殿

○ ○ ○ 長

貴職から平成 年 月 日 時 分、岡山県下消防相互応援協定による応援要請連絡のあった件について、下記のとおり応援決定したので通報します。

応援受諾日時					
応援隊長の 所属、職、氏名					
応援隊		(人員、車両、資機材)			
移動局、携帯局無線 の呼び出し名称					
出発時間・到着予定等					
その他の情報					
連絡 担当者	消防本部等	担当課	職	氏 名	電話・FAX番号
					TEL — —
					FAX — —

様式第4号

災害発生市町村長（消防長）様

応 援 隊 活 動 報 告 書**1 応援開始及び終了日時等**

(1) 出 場	年	月	日	時	分
(2) 集結場所到着	年	月	日	時	分
(3) 活 動 開 始	年	月	日	時	分
(4) 活 動 終 了	年	月	日	時	分
(5) 撤 収	年	月	日	時	分
(6) 帰 庁	年	月	日	時	分

2 出動車両

隊の種類	隊数	車両数	隊員数	備考
合 計				

3 現地調達分食糧費及び車両、機械器具燃料費

種 別	使用数量	金 額	調 達 先
合 計			

4 応援隊持参分化学消火薬剤使用量

使用場所	使用数量	品 名
合 計		

5 活動概要**6 その他**

上記のとおり報告します

年 月 日

消防機関名

応援隊長職氏名

応援等要請のための連絡事項

第		報	
平成	年	月	日
時		分	

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	平成	年	月	日	時	分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県				市区町村	
出動を希望する区域・活動内容						
災 害 の 状 況	原子力施設等	有 ・ 無	被 害	有 ・ 無 ・ 不明		
	石油コンビナート等	有 ・ 無	被 害	有 ・ 無 ・ 不明		

応 援 等 連 絡 日 時	平成	年	月	日	時	分
必要とする応援隊 (必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮支援隊			N災害対応小隊		
	指揮隊			B災害対応小隊		
	消火小隊			C災害対応小隊		
	救助小隊		特殊装備小隊	大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊		
	後方支援小隊			遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊		
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊			
	水上小隊		水難救助小隊			
		その他()				
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)						

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1 派遣要請依頼書

年 月 日

岡山県知事 あて
(危機管理監 あて)

市町村長 氏 名 印
(部 局 長 印)

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする)

(2) 災害派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 平成 年 月 日 時から
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容(遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等)

4 その他参考となるべき事項(作業用資料、宿舎の準備状況など)

(1) 連絡場所及び連絡職員

(2) 宿舎

(3) 食料

(4) 資材

(用紙の大きさはA4とする。)